

トランプ大統領が提唱する「ガザ領有」

長く維持されてきた中東和平の枠組みを覆す構想の裏

丸紅米国会社ワシントン事務所

シニア・マネジャー（国際関係、政府関係担当） 上原 聡

uehara-so@marubeni.com

- トランプ大統領が提案する米国の「ガザ領有」は、イスラエルの安全保障と将来的なパレスチナ国家の樹立を基礎とする「二国家解決」を根本的に揺るがすものといえる。
- 具体的には、ガザからハマスを一掃し、住民を域外に移転させたうえで、米国もしくは投資家主導の管理体制下で再建を進めるという発想とみられ、1兆～2兆ドル規模とされる莫大な資金、軍事作戦の拡大、そして幅広い政治的和解を必要とする。さらに、地域大国の反発や国際法上の問題、米議会の反対の可能性などのハードルが予想される。
- トランプ氏の発言は、中東政策における新たな戦略を示しているようにも見えるが、同時に、大量の政策で圧倒することを狙った広報戦術の一環という見方もある。公式な政策と捉えるべきなのか、それとも社会を困惑させるための陽動作戦なのか、専門家の間でも見解が分かれている。

イスラエルのネタニヤフ首相は2月4日、ホワイトハウスでトランプ大統領と会談した。トランプ氏が2期目の就任後、外国首脳を迎えた最初の会談となった。両者による記者会見でトランプ氏は、中東政策に関する一連の大胆な発言を行い、国際社会に衝撃が走った。

とりわけ注目を集めたのは、トランプ氏が「米国がガザを引き取る」と述べた発言である。これは、パレスチナ人の強制的な移転と帰還権の否定、米軍による瓦礫や不発弾処理への直接的関与、そして長期的にはガザを「中東のリビエラ」に生まれ変わらせるというビジョンにまで踏み込むものであった。トランプ氏がこうした構想を示唆したのは今回が初めてではなく、ここ数週間にわたりガザからのパレスチナ人移転を取り沙汰していた経緯がある。その具体案として、2024年7月にジョージ・ワシントン大学のジョセフ・ペルズマン教授が「ガザ再建のための経済計画—BOT（Build-Operate-Transfer）方式」という提案書¹をトランプ陣営のスタッフへ提出していたとの報道もある。果たして米軍の海外派兵を避け、「終わりのなき戦争」の打ち切りを大統領選で訴えてきたトランプ氏が、このような新たな「国家建設」プロジェクトへと転換するのか否か、疑問が生じる点である。

これに対してトランプ政権はすぐに釈明を試みた。ホワイトハウス報道官は「大統領が米軍の派遣や米国民の税負担、パレスチナ人の強制移転を意図したわけではない」と強調。また、中東担当特使を務めるスティーブ・ウィトコフ氏も、共和党の上院議員らに対し「トランプ大統領はガザへの米軍派遣や公的資金の投入を検討していない」と説明し、火消しに努めている。

さらにトランプ氏は、イスラエルによるヨルダン川西岸地区の併合についても、「多くの人が良い考えだと言っているが、まだ最終的立場を示していない。向こう4週間ほどで具体的発表を行う予定だ」と語り、改めて中東和平政策をめぐる急展開を予感させた。

こうしたトランプ氏の一連の発言は、唐突で矛盾する面も散見されるものの、第2次トランプ政権が中東政策をいかに舵取りしようとしているのかを推し量る初期的な手がかりとなる。今後の課題は、これらの発言が実際の政策として具現化するのか、あるいは一過性の政治的アピールにとどまるのか、関係当事者や国際社会の反応を見極めつつ精査することである。本稿では、ガザ地区に関するトランプ氏の最近の発言と、今後の中東政策全般にわたる大きな変化の可能性について検討する。

¹ 2025年2月7日付、Times of Israel 記事 ([リンク](#))

1. トランプ氏が宣言した「ガザ領有」

ガザ住民を周辺国に移転させ、ガザを「中東のリビエラ」に生まれ変わらせるというトランプ氏の発想は一見突飛に思えるが、米大統領の公式発言であり、看過できない重みをもつ。しかしながら、ワシントンの専門家らは、この提案がどこまで真剣なものなのかを見極めかねているのが現状だ。国連を含む複数機関の専門家は、この計画を「民族浄化」に等しいと厳しく批判し、イスラエルとパレスチナ国家の併存を原則と位置付ける米政府の長年の立場とも矛盾すると指摘している。他方、イスラエルの右派だけでなく、紛争が続くなかで疲弊した世論全般でも支持が広がりつつあるようだ。トランプ氏の発言に関する世論調査によれば、イスラエル人の多数が²トランプ氏の構想を支持しているとの結果になっている。

だが、イスラエル国内で広く支持され、かつトランプ氏自身が実績を誇示してきたハマスとイスラエルの停戦合意を覆す可能性がある。すでにハマスは人質の追加解放を停止し、その動きに対し、トランプ氏は2月15日正午までに「すべて」の人質を解放するよう要求した。イスラエル安全保障閣僚もこの最後通牒を支持しており、近い将来に戦闘が再開される恐れがある。最新の情報によれば、ハマスは予定通り人質の釈放を再開すると発表しているが、当面は予断を許さない状況が続くようだ。

一方、こうした極端ともいえる構想を示すことで、トランプ氏が地域大国、特にエジプト、ヨルダン、サウジアラビアに対してパレスチナ問題の解決に一層積極的な役割を求めている、という見方もある。具体的には、これらの国々がパレスチナ難民を受け入れ、ガザ再建のための財政支援を担うよう促す狙いがあるとされる。ウォルツ国家安全保障担当補佐官によれば、これはアラブ諸国首脳に現実的な解決策の検討を迫る「巧みな戦術」であるという。しかしながら、アラブ諸国からの反発は速やかに表面化した。エジプトとヨルダンはパレスチナ人受け入れを明確に拒否し、これを受けてトランプ氏は、両国が協力を拒む場合には軍事支援を停止する可能性を示唆した。さらにサウジアラビアは、パレスチナ国家の樹立なくしてイスラエルとの国交正常化は行わないという従来の立場を改めて表明している。

2. トランプ氏と中東和平、これまでの経緯

トランプ氏のガザ構想を理解するには、まずその背景を振り返る必要がある。1期目において、トランプ氏はイスラエルに対し大きく譲歩する動きを見せた。具体的には、2017年6月にはエルサレムを「イスラエルの永遠の首都」と認め、2019年3月にはゴラン高原に対するイスラエルの主権を承認し、さらに同年11月にはヨルダン川西岸地区の入植地を国際法に必ずしも抵触しないとの立場に転換している。

こうした流れの集大成が、2020年1月に発表された「世紀の取引（Deal of the Century）」であった。この計画では、ヨルダン川西岸の一部を条件付きでイスラエルが併合できる可能性が示唆されていたが、あくまでもサウジアラビアやアラブ首長国連邦（UAE）といったスンナ派君主国の協力を得るために、パレスチナ側との包括的な合意を前提とするという枠組みであり、従来の「二国家解決」の路線に沿う形だった。また、この計画は、ガザ地区の大規模な再開発を構想しており、シンガポールのような現代都市に変貌させるための経済投資を盛り込んでいた。これは、今回のトランプ氏の提案にあるガザ再開発の構想と軌を一にする。同計画の交渉を担ったトランプ氏の娘婿、ジャレッド・

² イスラエルのテレビ局 Channel 13 がトランプ氏の発言があった翌日に実施した調査では回答者の72%がガザ住民の域外移転に「賛成」。7日に行われた Channel 12 の世論調査では69%が「賛成」と回答。ただ、回答者数、誤差の範囲は明かされておらず、若干信ぴょう性に欠ける。

クシュナー元大統領上級顧問は昨年、ガザの海辺には大きな価値があると述べ、この見方を改めて強調している。

しかし、ホワイトハウスで正式に「世紀の取引」を発表した際、UAE のユーセフ・アル・オタイバ駐米大使が立ち会っていたにもかかわらず、ネタニヤフ氏はヨルダン溪谷と一部入植地をほぼ即時に、一方的に併合する方針を明らかにした。これは、同合意がパレスチナ側の同意を得ることを意図していたか否かを問わず、トランプ氏が練り上げていた案をイスラエルの一方向的併合容認と意図的に解釈したことを意味する。これにより、トランプ氏とクシュナー氏は不意を突かれ、UAE やサウジアラビアの協力を得ようとしていた調整が大きく損なわれる結果となった。³

当然ながら、UAE はネタニヤフ氏の併合路線に激しく反発した。そこでクシュナー氏とオタイバ大使は水面下で調整を行い、ネタニヤフ氏が併合を凍結するなら、UAE はイスラエルとの国交正常化に踏み切るという代替案を同年 8 月に提示した。それは後にアブラハム合意として成立し、ネタニヤフ氏にとって画期的な外交成果をもたらした。同時に UAE にとっては「併合を阻止した」という功績を引っ提げてイスラエルとの関係強化を正当化できるものであった。ネタニヤフ氏は合意に応じたものの、実際には併合が「完全撤回ではなく延期にすぎない」と後に示唆しており、事態収拾の不透明さを残した。

この一連の経緯は、トランプ氏にとって大きな痛手となった。後のインタビューでトランプ氏が「ビービー（ネタニヤフの愛称）は平和など望んでいなかった」⁴と述べるなど、両者の関係は悪化の一途をたどった。2020 年米大統領選挙直後、ネタニヤフ氏がジョー・バイデン氏に祝意を表した際、トランプ氏は「裏切られた」と感じ、その後も両者の関係は冷却したとされる。

2020 年大統領選後、バイデン政権はアブラハム合意を基盤とした中東地域の枠組み作りに取り組んできた。依然として大きな相違点はあったものの、関係各国はそれぞれの戦略的利益によって交渉を進めていた。ネタニヤフ氏にとってはサウジアラビアとの国交正常化が画期的な外交勝利になり、サウジアラビアのムハンマド・ビン・サルマン皇太子（MBS）にとってはイスラエルとの経済・技術協力を深めつつ、米国の安全保障上の保証や原子力分野での協力を獲得するという思惑があった。パレスチナ国家の創設へ道筋を残すことで、アラブ世界を代表するサウジアラビアの長年の立場との整合性を保つ狙いもあった。一方、米国にとってはイスラエルとサウジアラビアの国交正常化が地域の安全保障上の枠組みを強化し、中東各国が自らの防衛に責任を持つ体制を推進することで、米軍の負担を軽減し、中国との競争など他の課題に注力できる利点があった。しかし、2023 年 10 月 7 日のハマスによるイスラエル攻撃により、これらの交渉は事実上停滞を余儀なくされた。

2024 年大統領選を節目にトランプ氏とネタニヤフ氏との関係は再び改善に向かっているようにみえる。ネタニヤフ氏は選挙後にトランプ氏の私邸マー・アー・ラゴを訪問し、直近ではトランプ氏の就任後、最初の外国首脳としてホワイトハウスに招かれた。そこでは、ガザの停戦、イランへの対処、アブラハム合意の拡大などを主要議題として進められたとされる。

3. トランプ特有の視座からみた中東

イスラエルとパレスチナの関係において、紛争によって利益を得る勢力と、解決に向けて努力する勢力のせめぎ合いは、決して新しい現象ではない。歴史的に見ても、和平への機運が高まると、これを政治的目的で利用しようとする動きがしばしば起こってきた。たとえば、1995 年にイスラエルの

³ ネタニヤフ氏の「裏切り」に関する詳細は、クシュナー氏の回顧録“*Breaking History: A White House Memoir*”. (New York: Broadside Books, 2022)に記述されている。

⁴ 2021 年 12 月 13 日付、Axios 記事。[\(リンク\)](#)

イツァク・ラビン首相が右派の過激派によって暗殺された事件は、オスロ合意への進展を意図的に妨害する狙いがあったとされる。同様に、2023 年 10 月 7 日にハマスがイスラエルを攻撃した背景には、バイデン政権が進めていたサウジアラビアとイスラエルの国交正常化を頓挫させる意図があったと指摘されている。さらに注目すべき点として、パレスチナ国家の樹立阻止を使命としてきたネタニヤフ氏が、パレスチナ自治政府を弱体化させるため、ハマスを事実上支援してきたとの情報もある。

⁵。

こうした事例やネタニヤフ氏との個人的な経験を踏まえたとき、トランプ氏は中東和平が如何に複雑であるかについて、一層明確な理解を得た可能性があると思われる。ただし、第 2 次トランプ政権の中東戦略については、現時点で公式な発表はなされていないため、本稿で示す見解はあくまで過去の行動と主要関係者の発言からの推測にとどまる。

トランプ氏の中東政策への取り組みを考察するうえで、以下 2 つの仮定を検討してみた。

(1) 自らのレガシーと経済利益と直結する中東

トランプ氏は 2 度目の就任以前から、イスラエルとハマスの停戦を自身の功績として強調し、中東問題への直接関与に強い意欲を示してきた。さらに、不動産開発業者のスティーブ・ウィットコフ氏を中東担当特使に任命するなど、伝統的な外交ルートよりも自らのビジネス的手法を優先する傾向がうかがえる。

とりわけサウジアラビア、カタール、UAE、イスラエルなどの国々は、トランプ氏やその家族のビジネス上、極めて重要な位置を占める⁶。トランプ氏が大統領の座を離れていた期間中、トランプ家は同地域で新たな不動産ブランドの展開や、サウジアラビアの公共投資基金によって資金提供を受けるプロゴルフリーグ「LIV ゴルフ」との提携、さらにクシュナー氏によるプライベート・エクイティ・ファンド「アフィニティ・パートナーズ」の事業⁷など、多岐にわたるビジネスを展開してきた。こうした投資リスクと利益の規模を踏まえると、世界の他地域と比べても、中東はトランプ氏自身およびその家族にとって極めて重要な意味を持つことは明らかである。

さらに、トランプ氏の 2 度目の就任を踏まえ、湾岸諸国が米国への大型投資を計画しているとされる。サウジアラビアの MBS 皇太子は、トランプ氏との電話会談で今後 4 年間に総額 6000 億ドルを投資すると表明したと言われる⁸。トランプ氏はこれを歓迎するとともに、1 兆ドルへの引き上げを求める発言も行った。UAE の投資ファンド MGX は、OpenAI やソフトバンク、オラクルなどと提携し、米国のデータセンター整備に 5000 億ドルを投じる計画を進めており、カタール投資庁も

⁵ 近年、一部の報道や分析の中で、ネタニヤフ氏が、ハマスを間接的に強化しながらパレスチナ自治政府（PA）を弱体化させ、パレスチナ国家の樹立を阻止する狙いを持っていたとの指摘がある。実際、イスラエルが時にカタール資金をガザのハマスへ流れるのを容認していた事例も報じられている。2019 年には、ネタニヤフ氏がリクード党関係者に対して「パレスチナ国家の樹立を阻止したいなら、ハマスを強化し資金を送ることを支持するべきだ」と述べたとされるが、首相府はこの解釈を否定し、あくまでガザでの人道危機を回避するための措置だったと説明している。もっとも、イスラエルは公式にはハマスをテロ組織と見なし、これまで数度にわたる軍事作戦を実行してきたが、ガザ統治をハマスに任せることで自治政府を牽制するという戦略自体が、長期的な政策として機能していたのという議論は続いてきた。そして 2023 年 10 月 7 日にハマスがイスラエルを攻撃し、その後ガザを舞台として激化した戦闘は、この方針が孕むリスクと問題点を改めて浮き彫りにしたといえる。

⁶ 2025 年 2 月 5 日付、The New York Times 記事（[リンク](#)）

⁷ 2022 年 4 月 10 日付、The New York Times 記事（[リンク](#)）

⁸ 2025 年 1 月 24 日付、Associated Press 記事（[リンク](#)）

同様の動きを検討中との報道がある。こうした動きからは、2期目のトランプ氏にとって中東がいかに重要かが見て取れる。

(2) ガザ領有の根拠

イスラエル・パレスチナ問題の解決策は従来、イスラエルの安全保障とパレスチナ国家の樹立という2つの要素が不可欠とされてきた。トランプ氏とクシュナー氏は第1期政権において「世紀の取引」を策定する際、表向きはこの枠組みを踏襲していたものの、ネタニヤフ首相の一方的な行動が構想を破綻に追い込んだ。また、バイデン政権によるサウジアラビアとイスラエルの国交正常化の試みが紛争再燃によって挫折した事実も、従来型の和平構想の限界を印象づける一因となった可能性がある。

こうした経緯を経て、トランプ氏は「従来の和平フレームワークでは不十分であり、抜本的な再検討が必要だ」と考えるに至ったのかもしれない。その具体的な試金石としてガザが位置づけられたとの見方がある。ガザ地区は実質的に生活環境が破綻しているため大規模な再開発が必須だが、ハマスの武力抵抗が続く限り、本格的な再建は不可能だとする論理である。そこでトランプ氏は、ガザ住民を大規模に退去させ、ハマスを一掃したうえで根本的に再開発する構想を示唆している。これは、軍事作戦によるハマスの排除とガザ住民の集団移転を要する、極めて複雑かつ高リスクな計画である。人道面では多数の民間人の犠牲やイスラエルの人質の被害拡大が懸念されるうえ、二国家解決の前提である「将来のパレスチナ国家の一部としてガザを位置づける」という考え方とも大きく矛盾し、国際社会からは「民族浄化」の定義に該当するとして厳しい批判を浴びるの避けられない。しかし、トランプ氏自身はこうした従来の常識を打ち破る「抜本的な解決策」としてガザ領有の提案に行き着いたと思われる。

トランプ氏が掲げる論理は、いわゆる“MAGA”界限でさらに補強されている。ある論客⁹によれば、トランプ氏は「狭いガザ地区に大人口が密集し、しかも多くがハマスや他のテロ組織に関わっている限り、平和も安定も得られない」と考えているという。ガザ住民の移転を恒久化することは、これまでの失敗をもたらしたステータスクオへの回帰を全否定した決意の表明とも解釈できる。

また、トランプ氏はアラブ諸国（あるいはインドネシアやアルバニアなどイスラム教徒多数国を含む）がパレスチナ人を受け入れるかどうかを試しているとも捉えられる。もしアラブ諸国・イスラム諸国が真にパレスチナ人の利益を重視するのであれば、十分な経済的インセンティブが与えられることで受け入れを表明するのではないかと、いうわけである。拒否されれば、それはアラブ諸国によるパレスチナ問題への支持が象徴的な意味合いにとどまり、国内外の正統性を高めるための政治的道具に過ぎなかったことが露呈するとトランプ氏は見ているのだろう。

これらの前提に基づけば、第2次トランプ政権下では、従来の「二国家解決」とは一線を画す、まったく新しいアプローチが模索される可能性が高いと言える。

4. 地政学の変化を背景としたアラブの柔軟性

湾岸協力理事会（GCC）諸国、特にサウジアラビアは、石油収入への依存を低減するために経済の多角化を積極的に進めている。イスラエルのように技術力に優れた国との協力関係構築は、その戦略において大きな鍵を握ると目される。ムハンマド・ビン・サルマン（MBS）皇太子が推進するサウジ

⁹ 第1次トランプ政権の初期において主席戦略官を務めたスティーブ・バノン氏のポッドキャスト“Stephen K Bannon’s War Room”に出演した元CIA分析官サム・ファディス氏の見解。

アラビアの「ビジョン 2030」は、こうした経済転換への強い決意を象徴する政策例だといえよう。

しかし、サウジアラビアや UAE などのスンナ派君主国にとって、経済優先の姿勢は政治的・社会的に大きな課題を伴う。これらの国々の統治正統性は、経済的安定や社会福祉の提供のみならず、宗教や部族、歴史、政治的基盤に支えられており、長年にわたってパレスチナ国家の樹立を支持し、イスラエルとの国交正常化を保留する態度がその正統性の一部を構成してきたからである。

UAE とバーレーンは「アブラハム合意」に基づきイスラエルと国交を正常化しているが、それでもパレスチナ国家樹立の重要性を訴え続けている。とりわけ、2002 年にアラブ平和イニシアティブを主導し、イスラエルとの国交正常化をパレスチナ国家の創設と結びつけたサウジアラビアにとって、パレスチナ問題を軽視することは国内の支持基盤を揺るがしかねないリスクがある。

一方で、MBS や UAE のムハンマド・ビン・ザーイド大統領といった次世代の指導者たちは、従来のパレスチナ優先の姿勢よりも、経済開発を最優先課題と見なしていると広く認識されている。なかには、サルマン国王の退位後には MBS がさらなる自由裁量を得て、イスラエルとの関係正常化に踏み切る可能性が高まるとの見方もある。この新たな政治的余地が、トランプ氏による新構想を含む、中東和平交渉の新局面を切り開くかもしれない。

5. 残される多数の疑問点

トランプ氏の新たなアプローチが従来の枠組みを逸脱している一方で、依然として多くの課題が未解決である。その中でも最も顕著なのは「パレスチナ国家」の定義である。1993 年に成立したオスロ合意や複数の国連安保理決議が策定されて以来、パレスチナ国家はガザ地区とヨルダン川西岸地区を基礎とし、東エルサレムを首都とする構想が一般的な前提とされてきた。しかし、トランプ氏の提案はガザをこの枠組みから切り離すものであり、オスロ・プロセスが想定していた根幹の前提を覆すことになる。その一方で、イスラエル入植地を除く「ヨルダン川西岸のみ」を対象とするパレスチナ国家創設案や、ヨルダンとの連邦制の可能性、あるいは一国家解決（イスラエル国におけるパレスチナ人の権利拡大を焦点とする）へ回帰するなど、別の選択肢を残す余地も一応は存在する。

次に問題となるのは、「米国によるガザ管轄」という構想の具体的な内容である。まず、ハマスの排除を進めるには、イスラエル国防軍による長期的な軍事作戦が不可欠であり、それには大規模な米国の財政面・治安面・後方支援が伴うことを、トランプ政権が容認する姿勢を示す必要がある。また、トランプ氏が主張するように、アラブ諸国がガザ全住民（トランプ氏によれば約 170～180 万人とされる）の受け入れに同意した場合でも、移転に要する財政的・物理的負担は膨大である。さらに、ガザ内部の瓦礫や不発弾の処理と、その後の再建には膨大な資金と時間が必要だ。本稿の冒頭で言及した調査によれば、投資家コンソーシアムがイスラエル政府からガザを 50 年間リースし、その間、投資家主導で民政を行う計画が示されている。そこでは、物権や契約などを中心に米英法原則に基づいた法制度の整備に注力し、5～10 年ほどで完成を目指すという試算がなされている。費用は 1～2 兆ドルにのぼる見通しで、非武装化され、経済的に自立したガザを実現することが最終的な目標となっている。ただし、この構想が実現するには、民族的・人道的・政治的課題を克服しなければならず、トランプ氏は地域諸国からの資金拠出を想定しているものの、米国の予算が投入される場合には米議会から強い反発が予想される。

さらに、この提案そのものが、政策的な混乱を招くための「陽動策」に過ぎない可能性も指摘されている。新政権発足以来、矢継ぎ早に打ち出される政策案や方針転換の数々を、「フラッディング・ザ・ゾーン（情報洪水）戦略」として捉える報道も多い。これは、膨大な情報や論点を一挙に提示し、世論を混乱させることでメディア空間を制圧し、自らの政治的主導権を維持する手法とされる。この

ガザ再開発提案も、その一環である可能性がある。しかしながら、中東地域はトランプ氏個人やその家族のビジネス上の利害とも深く結びついているため、今後数週間から数か月の動向を注視する価値は大いにあると考える。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Avenue, N.W. Suite 375, Washington, D.C. 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。